

## 幼児教育・保育の無償化の施行に伴う条例の制定及び一部改正について

### 1 目的

特定教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)の利用者負担額について、政令が改正され、対象者に係る保育料等が無償になったことに伴い、関連する条例の制定及び改正を行うもの

### 2 条例名及び制定改正の主な内容

#### 議案第51号 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について

- ・3歳から5歳までの全ての子どもと0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもに係る保育料を無償とするもの
- ・例規体系の見直しを行い、保育料を定める条例として新規制定するもの

#### 議案第52号 生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

- ・生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例において規定する保育料の規定を除くもの
- ・みなみ保育園の定員を120名から200名に増員するもの(※)

#### 議案第53号 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ・国の基準(平成26年内閣府令第39号)に従い改正を行うもの
- ・副食費を徴収する旨を規定するとともに、低所得世帯の負担軽減や多子世帯の負担軽減のための対策として、年収360万円未満相当の世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、徴収しない旨規定するもの

### 3 施行期日

令和元年10月1日

※但し、みなみ保育園の定員の増員については、令和2年4月1日

# 10月から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所などに通う子どもたちの**保育料**が無償化されます。

令和元年10月1日から、3歳から5歳(クラス年齢で決まります。)までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの保育料が無償化されます。(0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。)

ただし、**食材料費(「主食費」、「副食(おかず等)費」など)や教材費・行事費などは無償化の対象外**(一部例外があります。)となりますのでご注意ください。

## 無償化の概要

### ■ 3～5歳児クラスに通う子どもたちの保育料等

		保育の必要性(市に申請し、認定を受けていただく必要があります)	
		あり	なし
幼稚園	通常保育の利用	保育料 月額 25,700円まで <b>無償</b>	保育料 月額 25,700円まで <b>無償</b>
	預かり保育の利用(※1)	利用料 月額 11,300円まで <b>無償</b>	利用料有償
保育所・認定こども園の利用		保育料 <b>無償(※ 市への申請不要)</b>	
認可外保育施設などの利用(※1、※2)		保育料 月額 37,000円まで <b>無償</b>	保育料有償

(※1) 預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償となる上限額まで一時預かりなどの利用料も無償化の対象となります。

(※2) 認可外保育施設は都道府県に届出を行っている施設に限ります。

### ■ 0～2歳児クラスに通う子どもたちの保育料

住民税非課税世帯の子どもたちも無償化の対象になります。

### ■ 食材料費、教材費など

保育所などを利用する場合も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担していただくことが原則となりますので、無償化後もこれまで同様、**保護者の皆様のご負担(有償)**となります。ただし、世帯の所得が低い場合などは負担が免除されることがあります。

■ 私立幼稚園や認可外保育施設などを利用中の方のほか、公立幼稚園に通園して預かり保育を利用している方で、保護者の方が月64時間以上勤務している、出産前後であるなど保育の必要性がある場合は、幼児教育・保育の無償化の対象として認定するための必要書類などを忘れずに提出してください。

## 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

(新制度幼稚園・認定こども園在園児向けのご案内です)

### 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

#### 【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。**
  - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
  - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯\*の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず等)の費用が免除されます。
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
  - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。  
(注) 年収360万円未満相当世帯\*については、第1子の年齢は問いません。

#### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**  
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

## 認可外保育施設等を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

### 【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

- **就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求められております。